



トラブルを未然に防ぐために——

## にしわき消費生活通信

### ▶相談事例

スマートフォンで動画を見ていると、「一粒飲めば痩せるサプリ」の広告が出てきた。事業者のサイトに進むと、初回お試し千円で「定期縛りなし」と書いてあり、定期購入ではないと思い注文した。

初回分のサプリを飲んでみたが、効果を感じなかったので、2回目は注文しなかった。しかし、1ヵ月後に2回目の商品が届き、金額は1万円と初回より高額で驚いた。初回の納品書を確認すると、「定期コース」と書いてあり、次回発送予定日も書いてあった。

### ▶アドバイス

「定期縛りなし」は「最低購入回数の指定がない契約」（いつでも解約できる定期購入）の可能性がります。その場合、解約手続きをするまで商品は届きます。また、「いつでも解約できる」と記載があっても、実は「次回発送日

No.234

## 広告の「定期縛りなし」に注意を

の〇日前までに連絡しなければならない」などの条件がある場合がほとんどです。解約したくても、事業者に電話がつかないケースや、手続きが複雑なケースもあり、解約は注文より困難なことが多いです。

通信販売はクーリング・オフの対象外です。また、解約は事業者の決めたルールに従うこととなります。注文する際は、広告表示などを隅々まで確認し、必ず最終確認画面をチェックし、最終確認画面のスクリーンショットは保存しておきましょう。

困ったときは、すぐ相談

西脇市消費生活センター

☎22-3111 FAX22-3515

月～金曜日の午前10時～午後5時  
(祝日・年末年始除く)